

農地転用許可申請書 添付必要書類

天童市農業委員会 事務局

1 標準処理受付期間

毎月20日～25日（最終日が市役所閉庁時は翌日が締切日です。）

2 申請書類・添付資料の補正期間

申請した日から翌月の5日の午前中まで（5日が市役所閉庁時は翌日です。）
 （未補正や書類が未提出の場合は、翌月の処理となり許可が遅れます。）

3 現地確認

全ての申請について、翌月の5日頃に現地調査を行います。
 （違反転用や事前着工などの場合には、原状回復を確認後に処理となります。）

4 申請書に添付が必要な書類

(1) 共通必要書類

(○ → 必須、△ → 内容によって必要)

項目	書類名	添付区分		添付が必要な場合	備考
		個人	法人		
① 土地の権限を示すもの	土地の登記事項証明書	○	○		全部事項証明書に限る
② 転用地の位置を示すもの	位置図	○	○		縮尺1/50,000～1/10,000程度のも
	字限図(地番を表示する図面)	○	○		・縮尺1/600程度のも ・地目別に着色(配色は任意、隣接地も) ・併用地については所有者・面積・地目を記入
	案内図(申請地周辺の地図)	○	○		縮尺1/1,600～1/1,400程度のも
③ 転用地の利用計画を示すもの	土地利用計画図	○	○		建物又は施設の面積、位置及び施設物間の距離等を示したもの
	建物平面図	△	△	建物の建設を伴う場合	縮尺1/100～1/300程度で、間取、間口、奥行き等の距離、面積を示したもの
	用排水計画図	○	○		用排水施設、用排水経路(矢印)、用排水先を明示したもの(土地利用計画図にこれらを明示した場合は添付不要)
④ 申請者の行為能力を示すもの	法人の登記事項証明書		○	申請者が法人の場合	
	法人の定款又は寄附行為の写		○	申請者が法人の場合	原本証明付のものに限る
	議事録		△	申請者が農協又は任意組合等の場合	
	議決証明付予算書		△	申請者が市町村の場合	
	住民票又は戸籍附票の写	△	△	土地登記全部事項証明書の住所と申請書の住所が異なる場合	
	相続関係を示す書類一式	△	△	申請地が相続登記未了の場合	相続関係図、戸籍抄本、遺産分割協議書、相続人全員の同意書等
⑤ 転用の確実性を示すもの	資金証明書	○	○	全ての事業	残高証明書、融資証明書、補助金交付決定書の写し等
	官地使用承諾書	△	△	併用地(官地に限る)のある場合	管理者の受理印のある用途廃止申請書、付替申請書等の写し
	道路法第24条承認申請書の写	△	△	道路工事施行承認が必要な場合(国道のみ)	承認権者の受理印のあるもの
	借人・仮登記・抵当権者等の同意書	△	△	申請地に所有権以外の使用収益権等が設定されている場合	
⑥ 農業上の利用調整に関するもの	土地改良区意見書	△	△	申請地が土地改良区の地区内にある場合	
	排水同意書	△	△	第三者の管理施設へ排水を行う場合	
⑦ 周辺への被害防除措置を示すもの	被害防除計画書	○	○		(別紙様式第4号)による
⑧ その他参考となるべき書類等	補足説明書	○	○		(別紙様式第5号)による
	その他	△	△	知事が必要と認める場合	

(裏面に続く)

(2) 転用目的別必要書類

項目	書類名	添付区分		添付が必要な場合	備考
		個人	法人		
① 宅地分譲 建売分譲	宅地建物取引業登録証の写	○	○		
	事業実績報告	△	△	建売分譲の場合	
② 資材置場 貸資材置場	事業計画書	○	○		
③ 貸店舗 貸倉庫 貸駐車場 貸資材置場	貸借契約の見込みを示す書類	○	○		契約書又は覚書等の写
④ 砂利採取に係る 一時転用	砂利採取認可申請書類	○	○		砂利採取認可申請書の写(受付印のあるもの)、埋戻計画書、従前の許可の進捗状況
	市町村長の同意書	△	△	申請地が農用地区域内にある場合	市農林課
⑤ ④以外の一時転用	農地復元計画書	○	○		表土等の保存、復元工程、復元に要する費用の負担等について記載する

※ 全ての証明書は、交付後3か月以内のものに限ります。

5 その他

- (1) 申請書は、第4条は2部(許可指令書用として1部)、第5条は3部(許可指令書用として2部)提出してください。
- (2) 農地転用に関する申請は、事前に相談してください。
- (3) 農地転用に関する申請時には、農地法以外の関係法令(都市計画法など)事前に協議を終了しておいてください。
- (4) 4haを超える農地転用の処理及び必要とする書類等が異なります。事前に県農業経営支援室、県村山総合支庁農業振興課又は農業委員会にお問い合わせください。